労働条件に関する事柄は事前協議を尽くすことに関する項目

　勤務条件に関する事項については、必要に応じ所要の話し合いを行っていきたいと考えている。

　時間外勤務命令に関する項目

　時間外勤務等の適正化については、平成９年４月に「時間外勤務・休日勤務の手続等に関する要綱」（平成９年４月１日施行）を制定するとともに、「時間外勤務等の適正化に向けて」により、勤務に対する心構えや業務管理についての周知徹底と、その適正化に努めてきたところであり、ご要求に応ずることは困難。

　また、市町村立学校についても、平成９年７月１日から各市町村が制定する「時間外勤務・休日勤務の手続等に関する要綱」等により、適切な時間外勤務命令に基づく時間外勤務に対して、適正に時間外勤務手当を支給しているところ。

　なお、労働基準法第３６条にもとづく３６協定の締結については、平成２７年７月に「３６協定締結の手引き（府立学校版）」を策定し、府立学校各校で締結の取組みを進めているところ。

　臨時的任用職員の給与改善に関する項目

　臨時的任用職員の初任給の上限については、これまでも所要の改善を図ってきたところであり、今後とも他府県の状況や府の財政状況等を踏まえつつ、適切な対応に努めていきたい。

　再任用職員の給料改善に関する項目

　再任用職員の給与については、平成27年度の人事院勧告において、再任用職員の給与水準に関しては今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、引き続きその在り方について必要な検討を行っていく旨の考えが示されており、引き続き国の動向を注視していきたい。

　評価・育成システムの給与反映に関する項目

　教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動の充実、組織の活性化を一体的に図ることをめざし、規則に基づき全ての教職員を対象に実施しており、平成19年度からは、前年度の総合評価結果を昇給及び勤勉手当における勤務成績の判定に活用したところ。

　また、平成24年度からは、上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

　今後とも、このシステムが学校現場において、円滑に実施されるよう適切に対処していく。

　学校事務職員の定数を改善するなど、学校事務職員の負担軽減に関する項目

　学校事務職員の配置については、すべての本校に１名を配置するとともに、小学校は27学級以上、中学校は21学級以上の学校に複数配置を行っているところ。

　また、要保護・準要保護の児童・生徒が多数在籍している小・中学校には、義務標準法による定数を基礎として加配を行っているところ。

　今後とも、これらの定数の確保に努めていく。

　なお、ご要望の要・準加配についての配置は困難。

　産育休取得者の代替者を正規職員にするなど、産育休取得に関する項目

　欠員・産休・育休に伴う代替については、制度上、臨時的任用をもって充てざるを得ないものであり、要望の制度確立は困難。

　病休・介護休暇取得者がでた場合、当該職場の勤務条件を維持する観点から必要な措置を図ることに関する項目

　事務職員の病気休暇や介護休暇の代替については、必要に応じて市町村教育委員会と協議のうえ、実態を考慮して対応しているところ。

　福利厚生制度の充実に関する項目

　福利厚生事業の充実については、地方公務員の福利厚生を取り巻く環境が大きく変化しており、地方公務員法等の趣旨を踏まえつつ、他府県の動向に留意しながら対応してきたところであり、今後とも、法令の趣旨に基づくとともに、社会経済情勢の変化に適応した福利厚生事業となるよう、努めていきたい。

　給与振込に関する項目

諸控除金事務については、給与口座振込制度の導入に伴って学校内の諸控除金徴収事務等を軽減するとともに、併せて本人の利便を図るため、給与の振込を受けるＡ口座を利用して、本人とりそな銀行と各団体の自動振替に関する契約によって、掛金等を各団体口座に振替納付しているところ。

　「給与口座振込申出（変更申出）書」については、口座の登録及び登録したＡＢＣ口座別の振込額等の内訳の申出や変更をするためのものであります。この申出書は、紙報告と画面報告の違いはあるものの全庁共通の様式であり、申出された内容をコンピュータ側に登録するためにパンチ入力のうえ、全庁共通のシステムで運用しているものであり、変更は困難。

　現在、口座振込みを登録することで、Ａ口座から、本人とりそな銀行と各団体の自動振替に関する契約によって、掛金等を各団体口座に振替納付されることになっており、全庁共通のシステムで運用しているものであり分離など変更は困難。

　事務量の増大や処理方法の変更に関する項目

　事務のコンピュータ化の変更に伴う事項は、重要なことでもあり、労働条件の変更に関わる場合は、組合と協議していきたい。

　総務サービスシステムの改善や事務室設置などの労働環境改善に関する項目

総務サービス事業の業務について、これまでの取扱いを基本的に変更しないよう運用しているところ。

　また、総務サービス事務用端末機の設置場所については、各学校の業務の実情を考慮して、学校が希望する場所に設置を行っているところ。

　諸控除金の手続きについては、教職員と銀行と各団体の三者間で取り扱われるものですが、教職員の利便を図るため、教職員が行う手続きを教職員の依頼により府教委が取りまとめて処理を行っている。

　今後とも、教職員の利便性に努めていく。

公立小中学校の施設整備については、学校教育法に基づき、学校設置者である市町村の責任と負担により実施することになっている。

府としては、公立小中学校の新増築や、大規模改造を実施する際に、学校施設の計画・設計上の留意事項を示した「小中学校施設整備指針」に示されている趣旨にのっとり、さらに個人情報保護の観点から、事務室設置を含んだ良好な環境の確保のために、国の負担金や「学校施設環境改善交付金」制度の効果的な活用を市町村に働きかけている。